

2026 年 9 月 1 日

お客さま各位

株式会社池田泉州銀行

「Web 外国為替サービス利用規定」の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

2026 年 10 月 1 日（木）より Web 外国為替サービス利用規定を以下の通り改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定する規定

Web 外国為替サービス利用規定

2. 改定日

2026 年 10 月 1 日（木）

3. 改定内容

改定前	改定後
第 4 条 手数料等 1 ～ 5 省略 6. 手数料の引落し 本条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項については、各種預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出を不要とします。	第 4 条 手数料等 1 ～ 5 変更なし 6. 手数料の引落し 本条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項については、各種預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出を不要とします。

第 8 条 外国送金受付サービス 1～2 省略 3. 外国送金代り金 (1) 契約者はあらかじめ当行所定の申込書により、外国送金の代り金を引落す口座を本サービスの外国送金代り金引落口座として申し込むものとします。第 4 条第 1 項の代表口座以外に外国送金代り金引落口座として申し込むことができるのは、代表口座と同一店同一名義の口座とします。なお、外国送金代り金引落口座として登録できる口座科目は当行所定の口座科目とします。 (2) 外国送金代り金引落口座からの資金引落しは、各種預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うものとします。 4～7 省略	第 8 条 外国送金受付サービス 1～2 変更なし 3. 外国送金代り金 (1) 契約者はあらかじめ当行所定の申込書により、外国送金の代り金を引落す口座を本サービスの外国送金代り金引落口座として申し込むものとします。第 4 条第 1 項の代表口座以外に外国送金代り金引落口座として申し込むことができるのは、代表口座と同一店同一名義の口座とします。なお、外国送金代り金引落口座として登録できる口座科目は当行所定の口座科目とします。 (2) 外国送金代り金引落口座からの資金引落しは、各種預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うものとします。 4～7 変更なし
第 10 条 外貨預金振替受付サービス 1～2 省略 3. 預金振替代り金 (1) 契約者はあらかじめ当行所定の申込書により、預金振替代り金を引落す口座を本サービスの預金振替代り金引落口座として申し込むものとします。第 4 条第 1 項の代表口座以外に預金振替代り金引落口座として申し込むことができるのは、代表口座と同一店同一名義の口座とします。なお、預金振替代り金引落口座として登録できる口座科目は当行所定の口座科目とします。 (2) 預金振替代り金引落口座からの資金引落しは、各種預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うものとします。 4～6 省略	第 10 条 外貨預金振替受付サービス 1～2 変更なし 3. 預金振替代り金 (1) 契約者はあらかじめ当行所定の申込書により、預金振替代り金を引落す口座を本サービスの預金振替代り金引落口座として申し込むものとします。第 4 条第 1 項の代表口座以外に預金振替代り金引落口座として申し込むことができるのは、代表口座と同一店同一名義の口座とします。なお、預金振替代り金引落口座として登録できる口座科目は当行所定の口座科目とします。 (2) 預金振替代り金引落口座からの資金引落しは、各種預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うものとします。 4～6 変更なし
第 12 条 為替予約受付サービス 1～3 省略 4. 適用規定等 為替予約受付サービスによる為替予約取引の締結等は、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号に該当する取引には該当しません。また、本規定に定めのない事項については、契約者が銀行あてに別途差し入れている「外国為替予約取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。 5～12 省略	第 12 条 為替予約受付サービス 1～3 変更なし 4. 適用規定等 為替予約受付サービスによる為替予約取引の締結等は、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号に該当する取引には該当しません。また、本規定に定めのない事項については、契約者が銀行あてに別途差し入れている「外国為替先物取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。 5～12 変更なし